

所得税法
計算テキスト 1
(一発合格)

は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることになりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方があると思いますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

日本国憲法（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第七章 財政

第八十四条 【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法（抜粋）

第一章 総則

第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原

税理士講座教職員一同

目次

ガイダンス	VIII
所得税法の概要	
所得税法の概要	2
各種所得の意義及び金額の計算	
各種所得の意義及び金額の計算	10
課税標準の計算	
課税標準の計算	26
課税所得金額の計算	
課税所得金額の計算	34
税額計算・税額控除の計算	
納付税額の計算	40
所得税法の概要	
源泉徴収制度	50
防衛特別所得税及び復興特別所得税	52
業務と事業	58
青色申告制度	62
減価償却	
減価償却	76
不動産所得	
不動産所得	106
資産損失(全部損壊の場合)	118
事業所得	
事業所得	126
棚卸資産の自家消費・贈与等	134
少額減価償却資産等	140
受贈益の取扱い	144
売上原価	150
必要経費	156
貸倒損失	176
貸倒引当金	182
事業を営む居住者と生計を一にする親族が支払を受ける対価	196

給与所得

給与所得 216

特定支出の控除の特例 224

退職所得

退職所得 230

一時所得

一時所得 240

広告宣伝のための賞金 244

取得した保険金・損害賠償金等 248

雑所得

雑所得 260

公的年金等 266

生命保険契約等に基づく年金 270

源泉徴収の対象となる雑所得 276

課税標準の計算

損益通算 282

不動産所得に係る損益通算の特例 288

純損失の繰越控除 294

税額計算・税額控除の計算

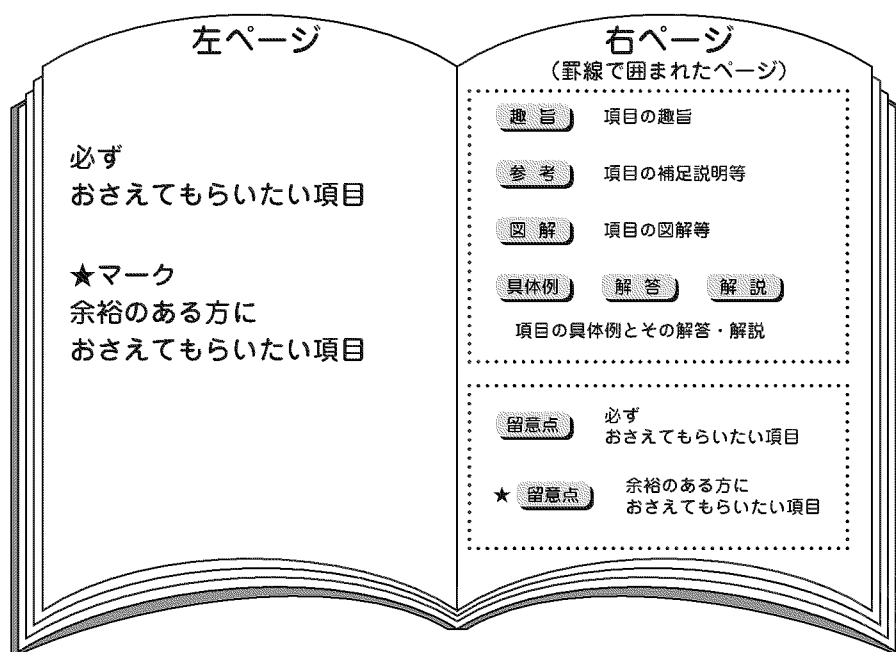
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 304

住宅借入金等(認定住宅等借入金等)を有する場合の所得税額の特別控除 ... 312

テキスト項目の位置づけ

テキストには合格に必要なものが掲載されていますので出来る限り全ての項目の理解をしておさえる必要があります。ただ、個々の学習環境は様々ですので復習をする際、項目に強弱があった方が復習しやすい方も多いかと思います。

そこで、テキストの合格に必要な項目の中でも強弱をつけていますので、テキストの項目の位置づけについては下記の図解を参考にして下さい。



(注) ★項目及び★留意点に対応する 趣旨 参考 図解 具体例 解答 解説 のアイコンについても★マークが付きます。

1. ★印

テキストの★印は、本試験の出題の可能性を考慮して、学習の優先度合（順位）が下がる項目の目安として付しています。学習の効率化を図るため、まずは★印のない項目を優先して復習するなど活用して下さい。

2. 左・右ページ

左ページは条文に忠実に従い、本試験に出題される項目を簡潔に掲載し、ポイントとなる語句、文章は太字で表示し、理解しやすいようにまとめてあります。

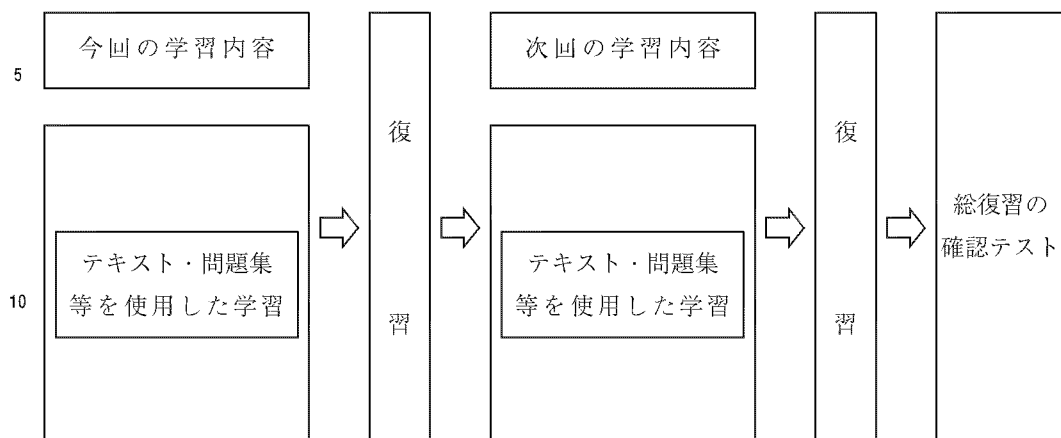
なお、右ページは左ページで取りあげた項目に、更に理解が深まるように図解・留意点等を掲載してあります。



ガイドンス

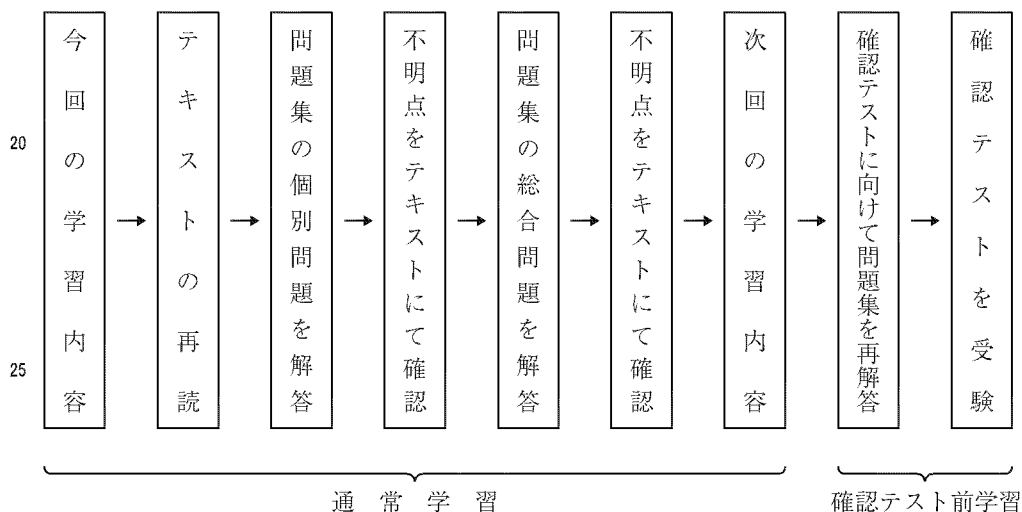
各教材を使用した学習方法

テキスト、問題集を以下のように有効に使用して下さい。



15 【所得税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。



I-1

所得税法の概要

所得税法の概要

1 概 要

所得税とは、**個人が1暦年間に獲得した所得に対して課される国税**である。銀行からの預金の利
5 子、サラリーマンの給料、商人の売上収入等を暦年ごとに集計して、これに税率を乗ずることによ
り、各個人の所得税が計算される。

2 所得税法の基本原則

(1) 個人単位課税の原則

10 個人単位課税の原則とは、所得を獲得した**個人ごと**に所得税を課税することをいう。

(2) 暦年単位課税の原則

暦年単位課税の原則とは、個人の**1暦年間（1月1日から12月31日まで）**ごとの所得に対し所
得税が課税されることをいう。

15 (3) 応能負担の原則

応能負担の原則は、税負担が、**税金を負担できる個人の経済的な能力（担税力）**に応じて課さ
れるべきであるという考え方に基づく原則である。

ここにいう担税力は、具体的には、次の2つに分けることができる。

① 量的担税力に応じた課税

20 所得の多い人ほど税金を負担する力は強いので、所得の量に応じて税率を調整することにより、
所得の量的な面を考慮した課税ができるように図られている。

② 質的担税力に応じた課税

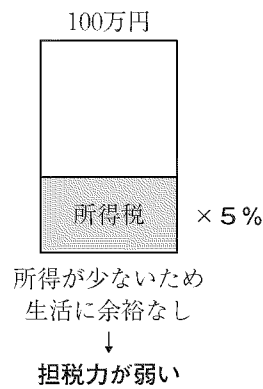
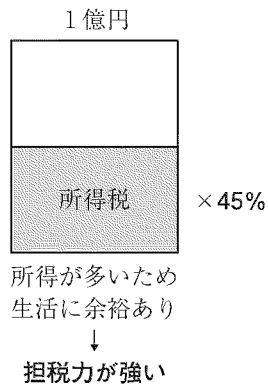
25 同じ収入でも、資産の運用に基づくものと勤労に基づくものを同次元で課税することは好
ましくないため、課税対象所得を10種類の各種所得に区分して計算し、それぞれの所得の性質
に応じ課税対象部分を調整するなどして、所得の質的な面を考慮した課税ができるように図ら
れている。

30

35

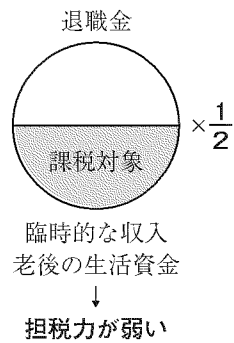
図解

量的担税力に応じた課税



図解

質的担税力に応じた課税



3 所得税額の計算方法

税金の計算は、基本的に「課税標準×税率」という方法が採用されている。

これは、課税標準（税を計算するための基準となる金額）を計算し、それに税率（割合）を乗ずることによって税額を計算するものである。

5 所得税法では個人の生活状況に応じた税額の計算が行われるようになっており、所得税額の計算までに5つの段階をおって計算が行われる。

4 所得税額の計算の順序（法21①）

10	I 各種所得の金額の計算	質的担税力に応じた課税を行うため、課税対象所得を10種類の所得に区分し、各々の所得に応じた方法により所得金額を計算する。
	II 課税標準の計算	量的担税力に応じた課税を行うため、Iで計算した各種所得の金額を一定の基準によって集計する。
15	III 所得控除額の計算	所得金額の計算上考慮されない各人の個人的事情を考慮するため、所得控除額を計算する。
	IV 課税所得金額の計算	課税標準から所得控除額等を控除することにより、税率を乗ずる基となる金額を計算する。
20	V 納付税額の計算	課税所得金額に税率を乗じて計算し、税額控除や前払税金の精算を行う。

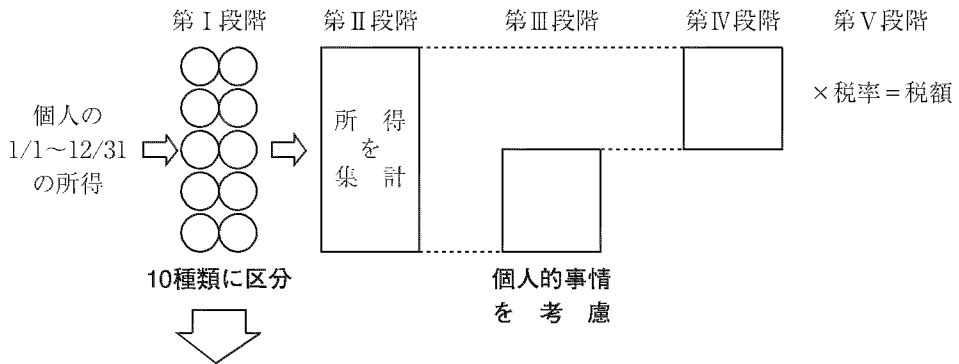
25

30

35

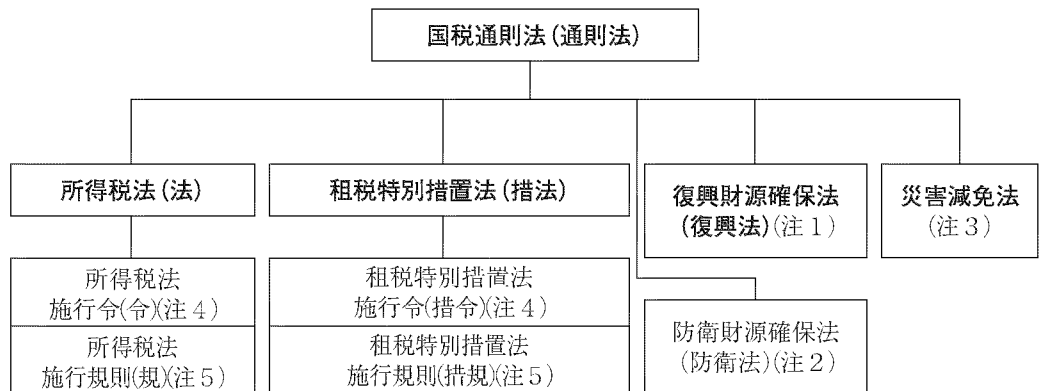
図解 所得税額の計算方法

所得税法では、所得税の額を以下の方法により計算する。



- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1. 利子所得 | 5. 給与所得 | 9. 一時所得 |
| 2. 配当所得 | 6. 退職所得 | 10. 雑所得 |
| 3. 不動産所得 | 7. 山林所得 | |
| 4. 事業所得 | 8. 譲渡所得 | |

参 考 所得税法と関係法令との関係



(注1) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

(注2) 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法

(注3) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

(注4) 施 行 令…具体的な計算事項等を規定

(注5) 施行規則…細かい手続を規定

※ 通達…法令を具体的事案に適用するにあたっての解釈指針

20

25

30

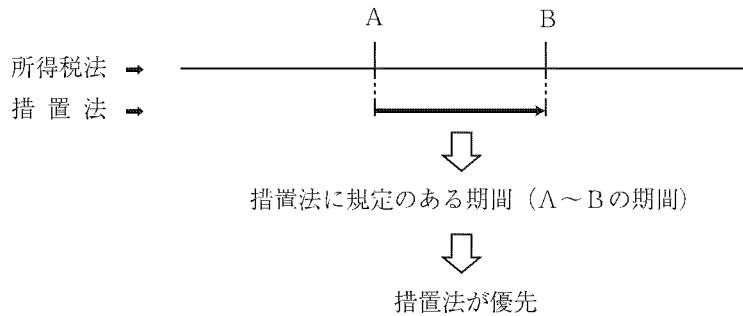
35

法 律	内 容	特 徴
国税通則法	国税について基本的な事項及び共通事項に関して定めた法律	国税について各税法の特則がない限り適用される
所 得 税 法	所得税の計算・手続等について基本的事項を定めた法律	国税通則法に対する特別法であり、措置法・災免法に対する一般法的性格
租 税 特 別 措 置 法	社会政策的、経済政策的並びにその他の緊急な目標を達成するために各種国税を減免し又は重課しあるいはその課税標準の計算・徴収に関して特例を定める法律	所得税法に対する特別法的性格
防 衛 財 源 確 保 法	防衛力の強化及び安定的な維持に必要な財源を確保することを目的とした特別措置を規定した法律	所得税法に対する特別法的性格
復 興 財 源 確 保 法	東日本大震災の復興に必要な財源を確保することを目的とした特別措置を規定した法律	所得税法に対する特別法的性格
災害減免法	災害等による被害者が納付しなければならない国税の軽減・免除、徴収猶予、還付等を規定した法律	所得税法に対する特別法的性格

参考 所得税法と措置法の関係

所得税法 …… 永久立法 → 原則

措置法 …… 時限立法 → 特例



参考 条文の読み方

(1) 構成

「条」→「項」→「号」

(2) 具体例

所得税法第2条第1項第九号



法	2	①	九
↑	↑	↑	↑
条	項	号	

確認ポイント

1. 所得税とは？
2. 所得税法の基本原則とは？
3. 所得税の計算順序は？

MEMO



各種所得 の意義及び 金額の計算



各種所得の意義及び金額の計算/法23～35

1 利子所得

(1) 意義 (法23①) 理論 2-41

5 利子所得とは、利子等に係る所得をいう。

(2) 利子所得の金額 (法23②) 理論 2-4[1](2)

① 金額

利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とする。

10 ② 表示方法

摘 要	金 額	計 算 過 程
I 各種所得の金額		
利 子 所 得	× × ×	定期 × × ×

15 2 配当所得

(1) 意義 (法24①) 理論 2-4[2](1)

配当所得とは、配当等に係る所得をいう。

20 (2) 配当所得の金額 (法24②) 理論 2-42

① 金額

配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額から元本を取得するために要した負債の利子を控除した金額とする。

② 表示方法

25

摘 要	金 額	計 算 過 程
I 各種所得の金額		
配 当 所 得	× × ×	(1) 収入金額 (2) 元本取得に要した負債の利子 (3) (1) - (2) = × × ×

30

35

参 考 利子等の内容

利子等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公社債の利子
- (2) 預貯金の利子
- (3) 合同運用信託の収益の分配
- (4) 公社債投資信託の収益の分配
- (5) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配

参 考 配当等の内容

配当等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 剰余金の配当
- (2) 利益の配当
- (3) 剰余金の分配
- (4) 金銭の分配
- (5) 基金利息
- (6) 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配
- (7) 特定受益証券発行信託の収益の分配

参 考 元本取得に要した負債の利子

利子所得…利子は収入が確実である代わりに少額であるため、借入れをしてまで預金をしたり、利子の元本（公社債）を購入したりすることは考えられない。そこで利子所得の金額の計算上、元本取得に要した負債の利子を控除することはしない。

配当所得…多額の配当及び株価の値上りが期待できるため、借入金で株式を取得することが考えられる。そこで配当所得の金額の計算上、元本取得に要した負債の利子を控除することとしている。

3 不動産所得

(1) 意義 (法26①) 理論 2-4[3](1)

不動産所得とは、不動産等の貸付けによる所得をいう。

5 (2) 不動産所得の金額 (法26②) 理論 2-4[3](2)

① 金額

不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

② 表示方法

10	摘 要	金 額	計 算 過 程
	I 各種所得の金額 不 動 産 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) (1) - (2) = × × ×

15

4 事業所得

(1) 意義 (法27①) 理論 2-4[4](1)

事業所得とは、^(注)事業から生ずる所得をいう。

20

(注) 不動産貸付業を除く。

(2) 事業所得の金額 (法27②) 理論 2-4[4](2)

① 金額

事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

② 表示方法

25	摘 要	金 額	計 算 過 程
30	I 各種所得の金額 事 業 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (× × ×) ① 売上 ② 雑収入 (2) 必要経費 (× × ×) ① 売上原価 ② 諸経費 (3) (1) - (2) = × × ×

35

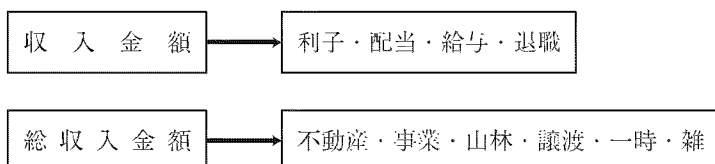
参考 不動産等の内容

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 不動産（土地、建物） | (2) 不動産の上に存する権利（借地権） |
| (3) 船舶 | (4) 航空機 |

参考 収入金額と総収入金額

「収入金額」は収入の内容が比較的単純なものであり、利子所得、配当所得、給与所得及び退職所得で用いられる。

「総収入金額」は収入の内容が副収入又は付随収入を伴って複雑な場合が多く、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得で用いられる。



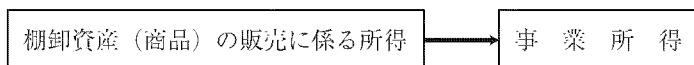
参考 必要経費

各種所得のうち不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得は、総収入金額から必要経費を控除して所得金額を計算する。

この場合の必要経費とは、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他その総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額をいう。

具体的には、商品の売上原価、従業員の給料、広告宣伝費、減価償却費、消耗品費など業務について生じた諸々の費用をいう。

参考 事業から生ずる所得



参考 事業の範囲（令63）

- | | | | |
|---------|-----------|------------|---------|
| (1) 農業 | (2) 漁業 | (3) 製造業 | (4) 卸売業 |
| (5) 小売業 | (6) サービス業 | (7) その他の事業 | |

（注）不動産貸付業を除く

5 給与所得

(1) 意義 (法28①) 理論 2-4〔5〕(1)

給与所得とは、給与等に係る所得をいう。

5 (2) 給与所得の金額 (法28②) 理論 2-4〔5〕(2)

① 金額

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

② 表示方法

	摘 要	金 額	計 算 過 程
10	I 各種所得の金額 給 与 所 得	× × ×	(1) 収入金額 (2) 給与所得控除額 (3) (1) - (2) = × × ×

15 6 退職所得

(1) 意義 (法30①) 理論 2-4〔6〕(1)

退職所得とは、退職手当等に係る所得をいう。

20 (2) 退職所得の金額 (法30②) 理論 2-4〔6〕(2) ①

① 金額

退職所得の金額は、原則としてその年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の $\frac{1}{2}$ に相当する金額とする。

② 表示方法

	摘 要	金 額	計 算 過 程
25	I 各種所得の金額 退 職 所 得	× × ×	(1) 収入金額 (2) 退職所得控除額 (3) $\{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = \times \times \times$

30

35

参考 給与等の範囲

給 与 等	(1) 俸 給（国家公務員法上は諸手当等を除外した基本給をさす）
	(2) 給 料（広く雇用関係における労務の給付に対する報酬をさす）
	(3) 賃 金（労働の対価として、使用者が労働者に支払う金銭その他のもの）
	(4) 歳 費（国会議員が受ける手当）
	(5) 賞 与
	(6) これらの性質を有する給与（諸手当（住宅手当、家族手当、帰郷手当等）又は現物給与等） （注）役員報酬、役員賞与を含む。

参考 給与所得控除額

給与所得者については、必要経費を把握することが著しく困難であり、また、その金額も僅少である。そこで必要経費に代わる給与所得控除額を収入金額をベースに概算で算出し、給与所得の金額の計算上控除することとしている。

参考 金額と残額

「控除した金額」はプラスとマイナスの両方が考えられる。

「控除した残額」はプラスだけを意味する。したがって、原則として給与所得の金額がマイナスになることはない。

参考 退職手当等の範囲

退職手当等とは、①退職したことに基_レ因して②一時に支払われることとなった給与をいう。

つまり、退職金という名称ではなく、功労金等として支給されたものでも退職に際し支給されたものは退職所得となる。

参考 退職所得控除額

退職所得は一生に何度かしか得られない所得であり、また、老後の生活保障等を考慮し、原則として収入金額から退職所得控除額を控除し、さらにその残額の $\frac{1}{2}$ に相当する金額を退職所得の金額としている。

7 山林所得

(1) 意義（法32①②） 理論 2-4[7](1)

① 意義

(イ) 山林所得とは、**山林の伐採又は譲渡**による所得をいう。

(ロ) 山林をその**取得の日以後5年以内**に伐採し又は譲渡することによる所得は、山林所得に含まれないものとする。

② 山林の所得区分

保有期間 (注)	5 年 超	山林業者	山林所得
		その他	
	5 年以内	山林業者	事業所得
		その他	雑所得

(注) 保有期間……取得日～譲渡日

(2) 山林所得の金額（法32③④） 理論 2-4[7](2)

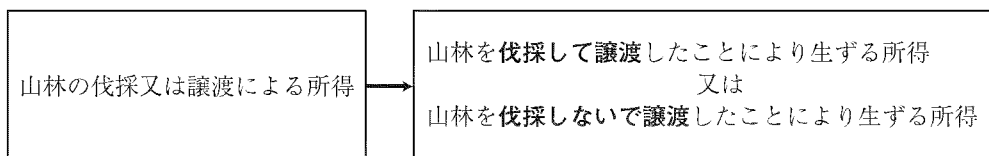
① 金額

山林所得の金額は、その年中の山林所得に係る**総収入金額**から**必要経費**を控除し、その**残額**から**特別控除額**（その残額を限度として最高50万円）を控除した金額とする。

② 表示方法

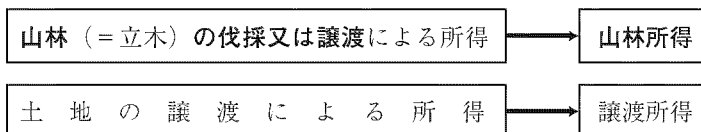
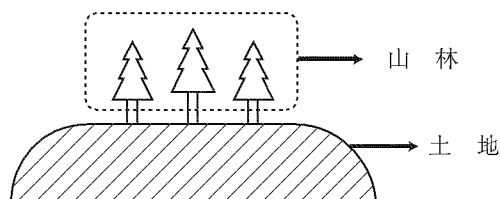
摘 要	金 額	計 算 過 程
I 各種所得の金額 山 林 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) 特別控除額 $\{(1)-(2)\} \geq 500,000 \therefore \text{少ない金額}$ (4) $(1)-(2)-(3) = \times \times \times$

参考 伐採又は譲渡の意義（通32-1）

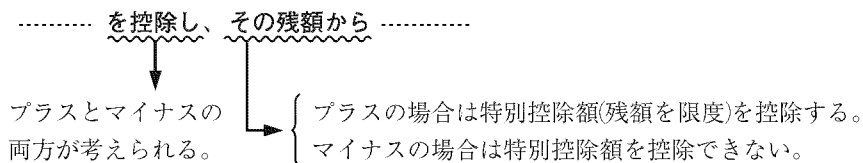


留意点 山林の範囲（通32-2）

山林をその生立する土地とともに譲渡した場合におけるその土地の譲渡から生ずる所得は山林所得に該当せず、譲渡所得に該当する。



留意点 特別控除額の控除方法



留意点 特別控除額の控除方法の具体例

- 〈ケース1〉 (1) 総収入金額 1,000,000
(2) 必要経費 400,000
(3) 特別控除額
 $\{(1)-(2)\} > 500,000 \therefore 500,000$
(4) $(1)-(2)-(3) = 100,000$
- 〈ケース2〉 (1) 総収入金額 1,000,000
(2) 必要経費 700,000
(3) 特別控除額
 $(1)-(2) = 300,000 < 500,000 \therefore 300,000$
(4) $(1)-(2)-(3) = 0$
- 〈ケース3〉 (1) 総収入金額 1,000,000
(2) 必要経費 1,200,000
(3) $(1)-(2) = \triangle 200,000$

8 譲渡所得

(1) 意義 (法33①②) 理論 2-4[8](1)

- ① 譲渡所得とは、**資産の譲渡**による所得をいう。
- ② 棚卸資産の譲渡による所得及び**山林の伐採又は譲渡**による所得は譲渡所得に**含まれないもの**とする。

(2) 譲渡所得の金額 理論 2-4[8](2)

① 金額

(イ) 土地等、建物等以外（総合）（法33③④⑤）

土地等、建物等以外の譲渡所得の金額は、その年中の譲渡所得に係る**総収入金額**から**取得費・譲渡費用の合計額**を控除し、総合短期（保有期間5年以内）・総合長期（保有期間5年超）のいずれかに譲渡損がある場合には**通算**し、その**残額**から**特別控除額**（その残額を限度として**最高50万円**）を控除した金額とする。

(ロ) 土地等、建物等（分離）（措法31、32）

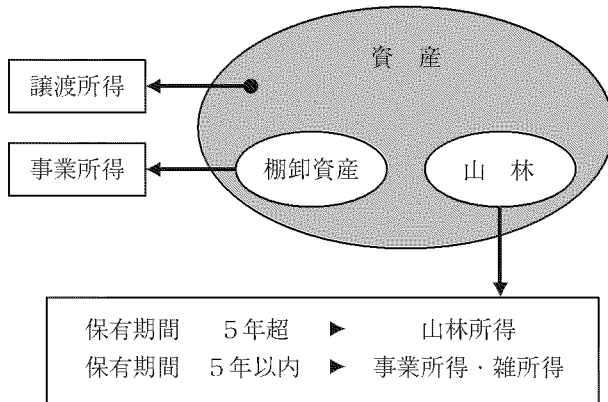
土地等、建物等の譲渡所得の金額は、その年中の譲渡所得に係る**総収入金額**から**取得費・譲渡費用の合計額**を控除し、分離短期（所有期間5年以内）・分離長期（所有期間5年超）のいずれかに譲渡損がある場合には**通算**した金額とする。

② 表示方法

摘要	金額	計 算 過 程
I 各種所得の金額		
譲 渡 所 得		総合
総 合 短 期	× × ×	(1) 譲渡損益
総 合 長 期	× × ×	総短（資産名）
分 離 短 期	× × ×	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝ × × ×
分 離 長 期	× × ×	総長（資産名）
		総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝ △ × × ×
		(2) 通算
		△総長＋総短＝ × × × （総短）
		(3) 特別控除（注）
		土地等・建物等
		(1) 譲渡損益
		分短（資産名）
		総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝ × × ×
		分長（資産名）
		総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝ △ × × ×
		(2) 通算
		△分長＋分短＝ × × × （分短）

(注) 特別控除額（最高50万円）は総短と総長の合計額から、**総短→総長の順**に控除する。
したがって、総短・総長から50万円ずつ控除することはできない。

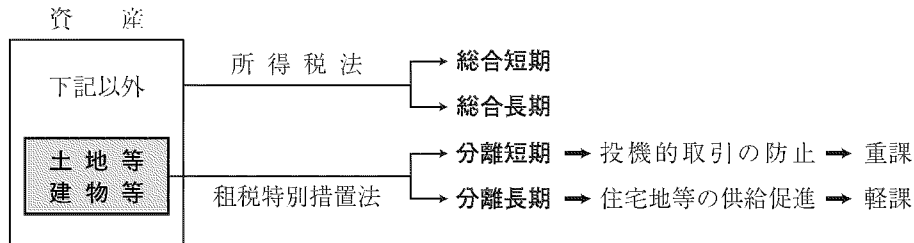
図解 譲渡所得の基因となる資産の範囲



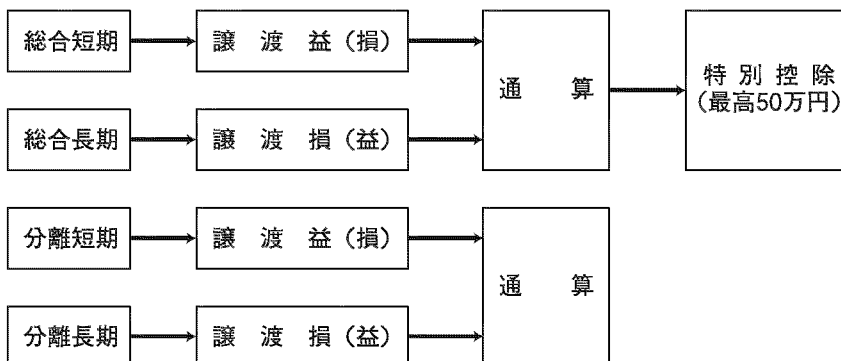
(注) 営業用建物、備品、車両等の営業用固定資産は、棚卸資産に該当しないため、譲渡した場合の所得は譲渡所得となる。

参考 土地等・建物等の特例

もともと所得税法では、譲渡した資産の保有期間が短期か長期かにより2つに区分して譲渡所得の金額を計算することとしていたが、土地等、建物等については住宅地等の供給を促進するという政策上の理由から租税特別措置法の特例により、これら以外の資産とは区分して軽課することとされた。同時に、この規定により投機的取引が増加し、地価高騰を招く結果が予想されたため、投機的取引を防止するため、さらに所有期間が短期と長期とでそれぞれ分離して課税することとなった。この結果、譲渡所得の金額の計算は4つの区分に分かれることとなった。



図解 通算・特別控除



9 一時所得

(1) 意義（法34①） 理論 2-4〔9〕(1)

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

(2) 一時所得の金額（法34②③） 理論 2-4〔9〕(2)

① 金額

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から特別控除額（その残額を限度として最高50万円）を控除した金額とする。

② 表示方法

摘 要	金 額	計 算 過 程
I 各種所得の金額 一 時 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (2) その収入を得るために支出した金額 (3) 特別控除額 $\{(1)-(2)\} \geq 500,000 \therefore \text{少ない金額}$ (4) $(1)-(2)-(3) = \times \times \times$

10 雑所得

(1) 意義（法35①） 理論 2-4〔10〕(1)

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

(2) 雑所得の金額（法35②二） 理論 2-4〔10〕(2)②

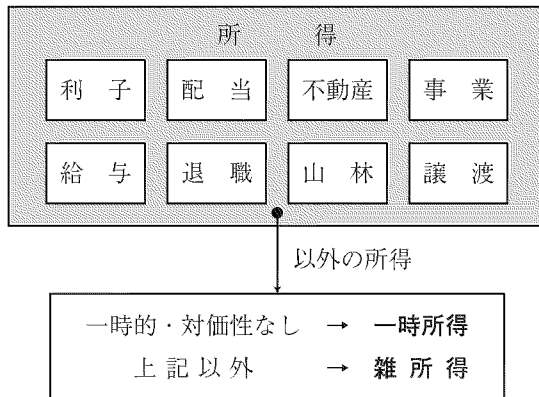
① 金額

雑所得の金額は、その年中の雑所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

② 表示方法

摘 要	金 額	計 算 過 程
I 各種所得の金額 雑 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) $(1)-(2) = \times \times \times$

図解 一時所得・雑所得の範囲



参考 一時所得の例示（通34-1）

次に掲げるものは一時所得に該当する。

- (1) 懸賞の賞金品、福引の当選金品等
- (2) 競馬の馬券の払戻金等
- (3) 生命保険契約等に基づく一時金及び損害保険契約等に基づく満期返戻金等
- (4) 遺失物拾得者が受ける報労金

参考 その収入を得るために支出した金額

その収入を得るために支出した金額は、その収入が生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られる（個別対応）。

参考 雑所得の例示（法35③、通35-1、35-2）

(1) 次に掲げるものは雑所得に該当する。

- ① 学校債、組合債の利子
- ② 生命保険契約等に基づく年金
- ③ 国民年金、厚生年金等

(2) 次に掲げるものは商売でやっていたら事業所得、それ以外は雑所得に該当する。

- | | | |
|----------|----------------------|-------|
| ① 動産の貸付 | ② 原稿料 | ③ 講演料 |
| ④ 貸付金の利子 | ⑤ 保有期間5年以内の山林の伐採又は譲渡 | |

11 各種所得の金額のまとめ

	摘 要	金 額	計 算 過 程
	I 各種所得の金額の計算		
	利 子 所 得	× × ×	収入金額
5	配 当 所 得	× × ×	(1) 収入金額 (2) 元本取得に要した負債の利子 (3) (1)-(2)= × × ×
	不 動 産 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) (1)-(2)= × × ×
10	事 業 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) (1)-(2)= × × ×
	給 与 所 得	× × ×	(1) 収入金額 (2) 給与所得控除額 (3) (1)-(2)= × × ×
15	退 職 所 得	× × ×	(1) 収入金額 (2) 退職所得控除額 (3) $\{(1)-(2)\} \times \frac{1}{2} = \times \times \times$
20	山 林 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) 特別控除額 $\{(1)-(2)\} \geq 500,000 \therefore \text{少ない金額}$ (4) (1)-(2)-(3)= × × ×
25	譲 渡 所 得		総合
	総 合 短 期	× × ×	(1) 譲渡損益
	総 合 長 期	× × ×	総短(資産名) 総収入金額-(取得費+譲渡費用)= × × ×
	分 離 短 期	× × ×	総長(資産名) 総収入金額-(取得費+譲渡費用)= × × ×
	分 離 長 期	× × ×	(2) 特別控除 総短→総長の順に (最高) 500,000を控除
			土地等・建物等 譲渡損益 分短(資産名) 総収入金額-(取得費+譲渡費用)= × × × 分長(資産名) 総収入金額-(取得費+譲渡費用)= × × ×
30	一 時 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (2) その収入を得るために支出した金額 (3) 特別控除額 $\{(1)-(2)\} \geq 500,000 \therefore \text{少ない金額}$ (4) (1)-(2)-(3)= × × ×
35	雑 所 得	× × ×	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) (1)-(2)= × × ×

参 考 各種所得の計算方法による分類（措置法を除く。）

10種類に区分された各種所得は、それぞれ別個に計算方法が規定されており、収入金額（総収入金額）から控除されるものの違いにより次のように整理することができる。

所得の種類	収入金額（総収入金額）から控除されるもの
利 子	—
配 当	元本取得に要した負債の利子
不動産・事業・山林・雑	必 要 経 費
給 与	給与所得控除額・特定支出控除額
退 職	退職所得控除額
譲 渡	取得費・譲渡費用
一 時	その収入を得るために支出した金額

留 意 点 特別控除額（50万円）を控除できる所得区分

特別控除額（50万円）を控除することができる所得区分は次の3つの所得である。

山 林 所 得

譲 渡 所 得

一 時 所 得

参 考 各種所得の発生原因・性質による分類

所得の発生原因により担税力に差異があると認められるため、それに応じて所得の種類を区分し、それぞれ所得計算の方法を異にしている。

原則的には、次のように所得を分類することができる。

発生原因 \ 性質	経常的な所得	非経常的な所得
資 産 の 運 用	利子・配当・不動産	—
勤 労 の み	給 与	退 職
資 産 と 勤 労	事 業	山 林
資 産 の 譲 渡	事業・雑	山林・譲渡
そ の 他	雑	一 時

確認ポイント

1. 各種所得の意義は？
2. 各種所得の金額は？（計算方法）
3. 特別控除額（50万円）を控除できる所得区分は？

MEMO

III-1

標準 税計 の課 算

課税標準の計算/法22、措法8の4、31、32、37の10、37の11、41の14

1 課税標準の計算

5

(1) 概 要

第Ⅰ段階の「各種所得の金額の計算」を行った後は、次の第Ⅱ段階において「課税標準の計算」を行う。

課税標準は、各種所得の金額を総合して量的な担税力を表わしたものである。

第Ⅱ段階では10種類に分類した各種所得の金額を9区分にまとめる。

10

(2) 内 容

	課 税 標 準	計 算 方 法
15	総 所 得 金 額 (法22②)	(利子所得の金額+配当所得の金額+不動産所得の金額+事業所得の金額+給与所得の金額+総合短期譲渡所得の金額+雑所得の金額)+(総合長期譲渡所得の金額+一時所得の金額) $\times \frac{1}{2}$
	上 場 株 式 等 に 係 る 配 当 所 得 等 の 金 額 (措法8の4)	上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額
20	短 期 譲 渡 所 得 の 金 額 (措法32)	分離短期譲渡所得の金額
	長 期 譲 渡 所 得 の 金 額 (措法31)	分離長期譲渡所得の金額
	一 般 株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 の 金 額 (措法37の10)	一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額
25	上 場 株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 の 金 額 (措法37の11)	上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額
	先 物 取 引 に 係 る 雑 所 得 等 の 金 額 (措法41の14)	先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額
30	山 林 所 得 金 額 (法22③)	山林所得の金額
	退 職 所 得 金 額 (法22③)	退職所得の金額

35

参 考 課税標準

課税標準とは、課税の基礎となるべき課税物件の数量、価額等である。この場合における課税物件とは、相続税では相続等により取得した財産であり、消費税では課税資産の譲渡等の対価の額であり、所得税では一定の所得金額である。

参 考 総合課税と分離課税**(1) 累進税率による総合課税**

所得税の課税方法は個人に帰属するすべての所得を総合して、これに最低5%から最高45%までの超過累進税率により課税するのが原則である。このような課税方法を「累進税率による総合課税」という。このような方法が採用される理由は、各個人の量的担税力に応じて課税するためである。

(2) 累進税率による分離課税

退職所得及び山林所得は、その発生形態ないし所得の性質が他の所得と比較して著しく異なるため、他の所得と総合して超過累進税率を適用することは、かえって税負担の不公平をもたらすことになる。したがって、総合課税されるものと区分して、それぞれ個別に超過累進税率を適用する課税方法が採用されている。このような課税方法を「累進税率による分離課税」という。

(3) 比例税率による分離課税**① 上場株式等の配当等**

上場株式等に係る配当等による配当所得については、「累進税率による総合課税」又は「比例税率による分離課税」の選択という課税方法が採用されている。これは、個人投資家の投資リスクを軽減し、リスク資産への投資促進を図るという観点から、分離課税を選択した場合には上場株式等に係る譲渡損失を上場株式等に係る配当等から控除ができることとされたものである。

② 土地等・建物等の譲渡

土地等・建物等の譲渡による所得については、「比例税率による分離課税」という課税方法が採用されている。これは投機的取引の防止の観点から短期所有資産の譲渡には重課し、住宅地等の供給促進の観点から長期所有資産の譲渡には軽課する趣旨によるものである。

③ 有価証券の譲渡及び先物取引

有価証券の譲渡及び先物取引による所得についても「比例税率による分離課税」の課税方法が採用されている。これは、有価証券については取引の把握が困難であることから適正な所得計算を期待することに無理があり、原則どおり総合課税することは実質的に公平な課税をする面から好ましくないため、先物取引については個人投資家の一層の市場参加を税制面から支援するため、他の所得と区分して課税することとされたものである。

参 考 課税標準を9区分にする理由

各種所得の金額を集計して量的な担税力を計るためには、本来、課税標準は総所得金額ひとつでよいといえる（総合課税）。

しかし、一定の理由により総所得金額とは区分して課税する所得があり、その所得に対する課税方法を総合課税に対して分離課税という。

分離課税されるものには次のものがある。

(1) 退職所得金額

老後の生活保障的な性格を有していることから税負担の緩和を図るため、総所得金額には含めず別個の課税標準とする。

(2) 山林所得金額

永年の育成の成果が山林の伐採又は譲渡の際に一時に実現することから超過累進税率の緩和を図るため、総所得金額には含めず別個の課税標準とする。

(3) 上場株式等に係る配当所得等の金額

個人投資家の投資リスクを軽減し、リスク資産への投資促進を図るため、上場株式等に係る配当等については、総所得金額には含めず別個の課税標準とすることができる。

(4) 短期譲渡所得の金額

土地の投機的取引を抑制し、地価を安定させるため別個の課税標準とし他の譲渡所得より重課する。

(5) 長期譲渡所得の金額

土地の供給促進を図るため、別個の課税標準とし他の譲渡所得より軽課する。

(6) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額

取引の把握が困難であること等の理由から、株式等の譲渡及び先物取引による所得については、総所得金額には含めず別個の課税標準とする。

参考 税率

総所得金額	→	超過累進税率
退職所得金額	→	個別に超過累進税率
山林所得金額	→	個別に超過累進税率 (5分5乗方式)
上場株式等に係る 配当所得等の金額	→	15%
短期譲渡所得の金額	→	30%
長期譲渡所得の金額	→	15%
一般株式等に係る 譲渡所得等の金額	→	15%
上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	→	15%
先物取引に係る 雑所得等の金額	→	15%

5

10

15

20

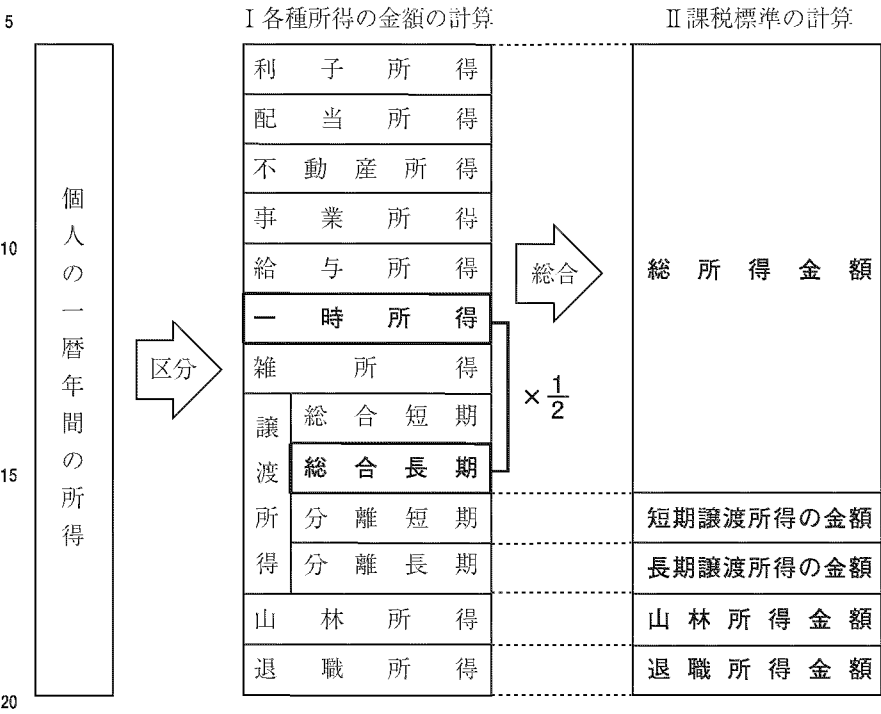
25

30

35

2 図 解

上場株式等に係る配当所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額を除いた場合の第Ⅰ段階から第Ⅱ段階への計算の流れは次のとおりである。



確認ポイント

1. 課税標準の名称は？
2. 総所得金額を計算する際の注意点は？（総合長期譲渡所得と一時所得の取扱い）

参 考 2分の1課税にする理由

総合長期譲渡所得及び一時所得については、総所得金額を構成する他の所得に比べて一時的・偶発的な所得であることから、超過累進税率を緩和するため2分の1課税という手法を採用している。

具体例

本年分の各種所得の金額は次のとおりである。課税標準を計算しなさい。

不動産所得の金額	1,120,000円
事業所得の金額	6,700,000円
給与所得の金額	1,500,000円
退職所得の金額	3,000,000円
山林所得の金額	4,000,000円
譲渡所得の金額	
（総合短期）	600,000円
（総合長期）	2,000,000円
（分離短期）	8,000,000円
（分離長期）	17,000,000円
一時所得の金額	1,000,000円
雑所得の金額	190,000円

解 答

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅱ 課 税 標 準 の 計 算		
総 所 得 金 額	11,610,000	$1,120,000 + 6,700,000 + 1,500,000 + 600,000 + 190,000$ $+ (2,000,000 + 1,000,000) \times \frac{1}{2} = 11,610,000$
短期譲渡所得の金額	8,000,000	
長期譲渡所得の金額	17,000,000	
山 林 所 得 金 額	4,000,000	
退 職 所 得 金 額	3,000,000	
合 計	43,610,000	

解 説

第Ⅲ段階の計算で使用するため、最後に課税標準の合計額を計算する。

MEMO

V

課税所得金額 の 計 算

課税所得金額の計算

1 課税所得金額の計算

(1) 概 要

- 5 課税所得金額とは、税率を乗ずる基となる金額をいい、9区分された課税標準から所得控除額を控除して計算する。
- なお、課税所得金額を計算する場合において、その金額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。（通則法118）

(2) 内 容

- 10
- ① 課税総所得金額（法89②）
- ② 上場株式等に係る課税配当所得等の金額（措法8の4）
- ③ 課税短期譲渡所得金額（措法32）
- ④ 課税長期譲渡所得金額（措法31）
- 15 ⑤ 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（措法37の10）
- ⑥ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（措法37の11）
- ⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額（措法41の14）
- ⑧ 課税山林所得金額（法89②）
- ⑨ 課税退職所得金額（法89②）

20

2 所得控除額の控除順序

(1) 所得控除を行う順序

16種類の所得控除のうち、まず雑損控除から控除する。
（計算テキスト2（一発合格））

25 (2) 課税標準から控除する順序（措通31・32共－4）

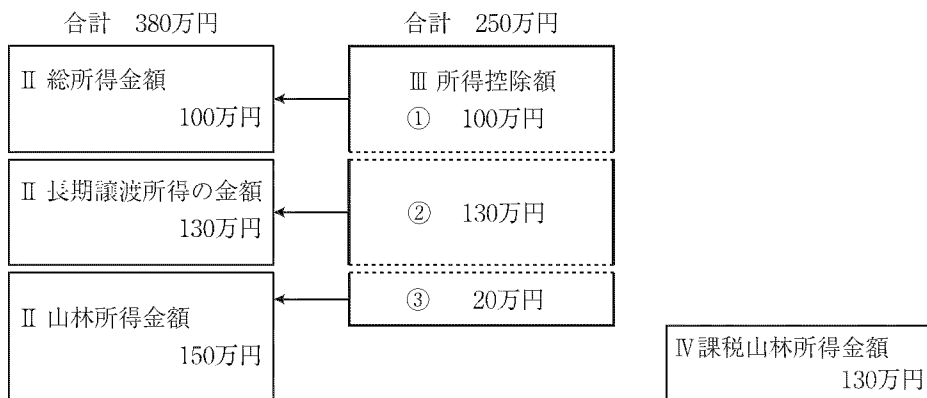
次の課税標準から順次控除する。

- ① 総所得金額
- ② 短期譲渡所得の金額
- 30 { ③ 長期譲渡所得の金額
- (注) { ④ 上場株式等に係る配当所得等の金額
- { ⑤ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額
- { ⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額
- { ⑦ 先物取引に係る雑所得等の金額
- ⑧ 山林所得金額
- ⑨ 退職所得金額

35 (注) ③～⑦については、適用税率の高いものから順次控除する。

参 考 所得控除の種類

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 雑 損 控 除 (法72) | (9) 寡 婦 控 除 (法80) |
| (2) 医 療 費 控 除 (法73) | (10) ひ と り 親 控 除 (法81) |
| (3) 社会保険料控除 (法74) | (11) 勤 労 学 生 控 除 (法82) |
| (4) 小規模企業共済等掛金控除 (法75) | (12) 配 偶 者 控 除 (法83) |
| (5) 生命保険料控除 (法76) | (13) 配偶者特別控除 (法83の2) |
| (6) 地震保険料控除 (法77) | (14) 扶 養 控 除 (法84) |
| (7) 寄 附 金 控 除 (法78) | (15) 特定親族特別控除 (法84の2) |
| (8) 障 害 者 控 除 (法79) | (16) 基 礎 控 除 (法86) |

図 解 所得控除額の控除順序

- ① 課税総所得金額 $100万円 - 100万円 = 0円$
- ② 課税長期譲渡所得金額 $130万円 - 130万円 = 0円$
- ③ 課税山林所得金額 $150万円 - (250万円 - 100万円 - 130万円) = 130万円$

3 課税所得金額までの表示方法

	摘 要	金 額	計 算 過 程
	I 各種所得の金額の計算		
5	II 課税標準の計算	A	利 + 配 + 不 + 事 + 給 + 総短 + 雑 + (総長 + 一時) $\times \frac{1}{2} = A$
	総 所 得 金 額		
	上場株式等に係る配当所得等の金額		
	短期譲渡所得の金額		
	長期譲渡所得の金額		
10	一般株式等に係る譲渡所得等の金額		
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額		
	先物取引に係る雑所得等の金額		
	山 林 所 得 金 額		
	退 職 所 得 金 額		
	合 計	× × ×	→以下で使用するため
15	III 所得控除額の計算		
	雑 損 控 除	× ×	
	⋮	⋮	
	基 礎 控 除	× ×	
20	合 計	B	
	IV 課税所得金額の計算		
	課 税 総 所 得 金 額		$A - B = \times \times \times$ (千円未満切捨)
	上場株式等に係る課税配当所得等の金額		(〃)
	課税短期譲渡所得金額		(〃)
25	課税長期譲渡所得金額		(〃)
	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額		(〃)
	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額		(〃)
	先物取引に係る課税雑所得等の金額		(〃)
	課 税 山 林 所 得 金 額		(〃)
	課 税 退 職 所 得 金 額		(〃)
30	(合計不要)		
	V 納付税額の計算		

具体例

本年分の課税標準は次のとおりである。課税所得金額を計算しなさい。

なお、本年分の所得控除額は1,738,200円である。

総所得金額	11,100,000円
短期譲渡所得の金額	3,246,900円
長期譲渡所得の金額	7,000,000円
山林所得金額	4,000,611円
退職所得金額	5,000,250円

解 答

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
IV 課税所得金額の計算		
課 税 総 所 得 金 額	9,361,000	$11,100,000 - 1,738,200 = 9,361,000$ (千円未満切捨)
課税短期譲渡所得金額	3,246,000	(〃)
課税長期譲渡所得金額	7,000,000	(〃)
課 税 山 林 所 得 金 額	4,000,000	(〃)
課 税 退 職 所 得 金 額	5,000,000	(〃)

確認ポイント

1. 課税所得金額の名称は？
2. 端数処理の方法は？

2027年受験対策

所得税法 計算テキスト（一発合格） 1

■発行年月日——2026年8月18日 初版発行

■著 者——資格の大原 税理士講座

■発 行 所——大原出版株式会社

〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10

TEL 03-3292-6654

■印刷・製本——セザックス株式会社

本書の全部または一部を無断で転載、複写（コピー）、改変、改ざん、配信、送信、ホームページ上に掲載することは、著作権法で定められた例外を除き禁止されており、権利侵害となります。上記のような使用をされる場合には、その都度事前に許諾を得てください。また、電子書籍においては、有償・無償にかかわらず本書を第三者に譲渡することはできません。